

平成18年第5回三豊市土地開発公社理事会議事録

日時：平成18年9月6日（水）10：00

場所：三豊市第3庁舎2階委員会室

出席理事 清水 邦夫 坂口 晃一 金丸 勉 真鍋 昌年
白川 清秀 高木 謙一 佐子 照雄 大西 弘文
丸戸 研二

出席監事 徳永 正 福田 稔

議案日程	議案第1号	平成18事業年度事業計画の変更について
	議案第2号	平成18事業年度予算の補正について（補正第2号）
	協議第1号	原下工業団地の会計処理について
	協議第2号	原下工業団地内において検出された有害物質に対する対策について

事務局：本日は早朝よりお忙しい中、また、足元の悪い中ご出席していただきまして誠にありがとうございます。大会の前に、徳永様福田様のお二人の方に横山市長より任命書の交付をいたしたいと思います。はじめに徳永様よりお願ひいたします。どうぞ前の方へお進みください。

市長：任命書、徳永正殿、三豊市土地開発公社監事に任命する。平成18年9月6日、三豊市長横山忠始。よろしくお願ひします。

事務局：続きまして福田様、前の方へお進みください。

市長：任命書、福田稔殿、三豊市土地開発公社監事に任命する。平成18年9月6日、三豊市長横山忠始。よろしくお願ひします。

事務局：ここで横山市長よりご挨拶をいただきます。

市長：それではみなさんおはようございます。今日はお忙しい中お集まりいただき、土地開発公社の理事会ということで、ご足労おかけいただきまして、誠にありがとうございます。また、このたび監事に徳永様また福田様、大変お忙しいところ無理をお聞きいただきまして心から感謝を申し上げたいと思います。三豊市も1月1日に発足して以来さまざまな難問を解決しながらここまできておりますけども、議会の叱声を受け市民の皆

様方のお声を聞きながら、今後とも三豊市が発展充実していきますよう努力を重ねていきたいと思っております。そういう中で土地開発公社は、各町の資産を引き継いだ大変重要な公社でございます。そういうことにおきまして、今後とも皆様方がいっそうご活躍されますことをご記念申し上げ、いっそうのご貢献をお願い申し上げてご挨拶にかえさせていただきます。なお、このご挨拶の後失礼いたしますけれどもよろしくお願ひいたします。

事務局：ここで横山市長、公務がございますので退席をさせていただきます。

市長：よろしくお願ひします。

事務局：それでは、ただいまから第5回三豊市土地開発公社理事会を開会させていただきます。開会に先立ちまして、本日の理事の出席状況をご報告いたします。理事の総数は9名でございまして、全員の方が出席されております。従いまして、三豊市土地開発公社定款第15条第2項の規定によりまして会議は成立しております。なお、徳永様福田様両監事様にもご出席をお願いしております。本日の理事会につきましては、三豊市土地開発公社定款第15条第1項の規定によりまして理事長が議長を務めることとなっておりますので、それによりまして、本日の理事会の代表であります清水理事長に議長をお願いしたいと思います。それでは最初に清水理事長よりご挨拶をお願いいたします。

理事長：本当にお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。4月に新しい三豊市土地開発公社理事会を発足しまして、大きくはひとつには原下工業団地の今度どのように処理をしていくかということが多くの議題で理事会でいかに対応していくかということです。またそれに絡めて38億円の借入金、そして特に原下工業団地の造成事業につきましては、簿価と実勢価格とに大差があるということで、生じるであろう事業損失について今後どのようにしていくのかということの議論をご協議していただきながら、これにつきましては、市議会全員協議会にもご説明したところがあります。そういう状況も加えて、その後本市公開条例に基づいての原下工業団地造成事業にかかる文書の公開請求等々もあり、あるいは事務局としても三豊市土地開発公社をどのような形で経営改革をしていくのかという、そういうことの作業も進めていただきたい。そういう状況の中で、どうしても近々に理事の皆様にご報告なりご協議を申し上げることがありましたんで、この理事会を招集させていただき、またご意見を賜りながら、これから三豊市土地開発公社のありかた等々につきましても、ご協議なりあるいは決定をしていただくということでございます。このあと議事あるいは協議の中で、いろいろ説明なりご提案を申し上げますので、なんなりときたんのない意見をだしていただき理事会がうまく進行できますようにお願い申し上げまして、ご挨拶にさせていただきます。よろしくお願ひします。

事務局：それでは、議長、議事の方をよろしくお願ひいたします。

議長：それでは本日の議事録署名人を選出させていただきます。指名につきましては恒例に基づきまして私の方で指名させていただきますが、次はどういう形になるのかな。事

務局。どういう順番にお願いしてましたかね。

事務局：こちらとこちらからお願いします。

議長：佐子理事と真鍋理事でお願いします。それでは会議に入ります。お手元に議案等配布しておりますのでそれに基づきましてよろしくお願ひします。それでは、第1号議案で18年度の事業計画の変更について、事務局より提案いたします。よろしくお願ひします。

事務局：失礼します。議案第1号、平成18事業年度事業計画の変更について、平成18事業年度三豊市土地開発公社事業計画を次のとおり変更したいので、三豊市土地開発公社定款第16条第1項第2号の規定により理事会の議決を求める。次のページをお開きください。3ページですけども、平成18事業年度三豊市土地開発公社事業計画、今回は変更分のみ説明させていただきます。まず、(1)公有地取得事業につきましては、変更計画については事務費として81万円、工事費については160万円を変更します。内訳につきましては、事務費について、需用費が1万円、委託料が80万円となっております。工事費につきましては、160万の内訳は、たかせ大使館の工事でございます。続きまして、(2)土地造成事業の変更につきましては、土地造成事業の陣山工業団地造成事業、鳥坂工業団地造成事業で、それぞれ30万ずつの変更となっております。これは、基本計画の作成料でございます。続きまして、事務費といたしまして、△100万5千円、工事費につきましては、△160万円。これにつきましては、事務費については(1)公有地取得事業の方に81万円振り替えたのが入っております。工事費については、同額の160万円を公有地取得事業の方に移しております。(3)保有地処分事業については、たかせ大使館の方で変更します。これについては、当初の取得費から、駐車場整備・所有権移転費・墓石の供養代等を含めた增加分を見込んで今回120万8千円の増額しております。となっております。以上で1号議案の説明を終わります。

議長：今事務局より説明いたさせてもらったが、ひとつには新規事業で陣山工業団地の造成事業及び鳥坂工業団地の造成事業を新たに当土地開発公社の土地造成事業の中で計画することについて、ご提案を出させていただきます。さらには、たかせ大使館の新たな整備を行ったということについての増加分という形で変更のお願いをしております。何かご意見なりを承りながら進めていきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

坂口理事：いいですか。2点ほど。1点は陣山工業団地と鳥坂工業団地の件ですけども、市が今まで関わっておる土地についての開発、当然現在残されておる38億6千万円余りの土地を、いかに効率よく今後どういう形に展開していくかということだろうと思うんですけども、かかつとるひとつの開発をやる場合にですね、今まで若干開発公社のいろいろなやり方に問題点があったように思います。新規事業、私個人的には、もう開発公社は新規事業に取り組むべきではないと思っております。38億の有券それをいかに今後処理していくかということを考える、その中にこの事業があるんですけども、開発公社は土地造成からすべてやった方がいいのかどうか、むしろ民間に、この土地をこう

いう条件でこの期間内にこの工場立地する業者はいませんかと、どのような形で問題をひとつむしろこちらで計画を提案して、そういう形の誘致の方法、行政がすべてをやるということが非常に効率の悪いというのは今まで我々も見てきておるんで、むしろそういうような展開をすべきではないのかという気持ちを持っております。それと合わせて、できましたら開発公社というのではなくして、これはもう一般会計でこういう事業を取り組んでいく方へ、むしろ移し変えた方がええ。いろんな議論の中で真剣に取り組んでいく、そういう体制ができるのではないかと思っております。それを前回では一応こういう新しい事業には当然取り組むと、しかし、それをせっかく発生して取り組む方向は開発公社で取り組むのか、それとも別な形でいくのか、取り組むというということについて私はもちろん積極的にやらなければいけないこということは、もちろん感じてございますけれども、むしろ_____の方法のなかにですね、もう少し開発公社で取り組まないかん最後の方法かどうかということは、については、私の言い分は、開発公社の受けとる分ということは若干変わった方がいいんじゃないかという考え方を持っております。それと、たかせの大使館、なんのために譲渡するのか、むしろこれも高瀬の開発公社が買ったこと自体が私も不思議な気持ちでおるんですけども、それを何に使うのかいうのを開発特区とかあいなんかでとるというのが、な、これもまだずっと市が持つておるから、市がそれを直してなんかに使ってやろうという発想が一番いいのかどうか。170余りの遊休資産を今からどうしようかという時期にですね、この開発公社でこういうことを考えるべきなのかどうか、いうのがちょっと理解ができにくいという、その2点について。

議長：ひとつには、造成事業で始めるとなかなか新しい、というのは、今の三豊市土地開発公社の現在の造成事業を中心とする多額の借入金残高を持っている状況の中で、新しい事業展開をするのは、公社がすることについてはいかがかというご質問だったというふうに思います。それと合わせてたかせ大使館につきましては、なんのために買ったのかということを含めて、三豊市は合併後多数の遊休施設を持っているというときに、これをどのような形で考えているのか、という2つだったと思います。1つのことについて、事務局ないし関係者のご説明があれば、よろしくお願いします。

事務局：はい議長。ただいま坂口理事のご質問でございますけども、1つには企業誘致が大きく作用しておるようになります。それで、その状況につきましてご説明申し上げておきたいと思うのですが、今年度これまでの企業誘致の状況につきましては、現在分譲中でございます原下工業団地と防災上の問題をかかえております陣山地区を中心に取り組んでまいりました。まず原下地区につきましては先般丸亀市の_____を誘致いたしまして、現在その他2社と接触中でございます。成就するかどうかわかりませんが、接触中でございます。陣山地区につきましては、現在陣山工業団地に進出されている企業を中心に営業を行いまして、合計3社から合計約2万坪程度のひきあいを出ておる状態でございます。したがいまして、基本計画を早期に樹立して分譲価格等につきまして詳

細なシミュレーションを行う必要が生じておるというところでございます。鳥坂地区につきましては、これまで原山地区と呼んでおった地区でございますが、インターネットに情報を掲載いたしましたところ、1社から打診がございまして、現在開発オーナーとなる企業と調整中ということでございます。この地区につきましては、鳥坂インターに隣接しておりますので、高い立地性があるわけでございますけども、一方分譲価格が地形非常に厳しい側面も持つておるというこが伺えるわけでございまして、これにつきましても早期に基本計画を樹立する必要に迫られるとということでございます。いずれにいたしましても、当公社に提案させていただきましたそれぞれ30万ずつの60万につきましては、基本計画を樹立させていただいてその内容をお示しして、当公社で前に進むべきかどうかというのは原則的なご理解を得て、その内容を元に市議会等におはかりをいたしまして、三豊市としてこの問題についてGOサインをいただけるものかどうかというところを確認をさせていただいて、なお必要であれば必要な箇所の予算に掲載させていただいて、具体的に事業を開始するという手順になろうかと思いますので、そのもつとも入り口部分ですね、今回予算のお願いということでございますので、なにぶんその点を審議していく資料を作成するという意味においてご理解賜りたいということでございます。それから、たかせ大使館につきましては、坂口理事もご存知かもわかりませんが、従前のオーナーが若干敷地内に墓石等を残されております。調査いたしましたところ、宗教的なにおいはないということでございますけども、当然坂口理事ご提案のように今後三豊市といたしましては、これら市あるいは土地開発公社の所有する財産を有効に活用して、市の発展に結び付けていかなければならないという課題を背負っているわけでございまして、そのような方向性から鑑みますと、そういう私有物といいますかそういう物がそこに存在するということは、少しそういう動きに歪めるといいますか鈍らすといいますか、そういう状況でございましたので、そういうものは撤去させていただいて、敷地と建物という形の中で新たな活用方策を見出してまいりたいということでございます。そして、これらにつきましては、先般市のホームページにも載せてインターネットでいろいろなアイデアを募集いたしました。若干のアイデアは入ってきておりますけども、またその内容につきましては、ご報告ご提案申し上げて、これは公社の財産でございますので、いち早く市に引き取っていただく、あるいはそれ以外の活用の道が見出せるというふうな方向に努力したいなということでございまして、今回予算上は組替えという形で、当初認めていただいて組んでおったんですが、これはやっぱり土地造成事業というよりは公有地取得事業の中で集計をして処理をしていく方がよからうということで、今回組替えという形でやらしていただいているというわけでございます。以上でございます。

坂口理事：今のそういうことで、開発公社が事業に取り組むということについては積極的にやるということについては私もまったく同じであります。そういったことで、開発公社であるかどうかということで、私は開発公社の今までの体制からいえばやっぱり問題

があるのではないかということですね。それとこのたかせの大蔵館については、百何万出たわな、この分を組替えじやということやな。また出てきておるということと違うわな。

事務局：それとは違います。

坂口理事：今組替えで160万出しとるわな、その分の組替えやな。

高木理事：予算内の経理で整理したということです。

議長：そしたら、まとめさせていただきますが、新たに新規で土地造成事業で出てきました陣山工業団地の造成事業及び鳥坂工業団地にかかる事業費・事業関係につきましては、事業の必要性を十分認めながら、今後三豊市を含めてどういう形で発展させていければいいのかという基礎的な調査を当土地開発公社の事業として行うということをまとめさせていただいて、また、この内容でご容認いただきたいと思います。そしたら、よろしいでしょうか。

各理事：はい

議長：そしたら、第1号議案につきましては、ご計画ご提案のとおりの計画でご承認いただきたいと思います。続きまして、第2号議案で予算の補正についてご審議をお願いします。それでは事務局お願いします。

事務局：それでは、議案第2号、平成18事業年度予算の補正について（補正第2号）、平成18事業年度三豊市土地開発公社予算を次のとおり補正したいので、三豊市土地開発公社定款第16条第1項第2号の規定により、理事会の議決を求めます。6ページをご覧ください。それと、お手持ちの議案資料の方を見ながらお願ひいたします。平成18事業年度三豊市土地開発公社事業収入収支補正予算書といたしまして、（1）収益的収入及び支出の補正、これも補正のところだけ説明させていただきます。収入の部1事業収益、2項土地造成事業収益につきましては、3177万8千円、内訳といたしまして、詫間町の西野の住宅分譲地2区画で1946万円、三野町の中浜住宅分譲地の1区画分で971万円、それと、[REDACTED]の今年度の収入額といたしまして、260万8509円の収入がありますので、今回の補正に上げております。次に、2事業外収益の雑収益で14000円。これについては、情報公開手数料等によるものです。次に支出の部ですが、1事業原価2土地造成事業原価2242万9千円、これの内訳といたしましては、先ほどの事業収益と同じですが、西野の原価といたしまして2区画分の1610万円、中浜分譲地の原価1区画分で372万314円、と[REDACTED]の土地の収入代260万8509円を合計といたしまして、2242万9千円を補正しております。次に、一般管理費の方で78万ですが、これについては、議案資料の方をご覧ください。その1枚めくったところの下側の支出の部の一般管理費で、当初2万円、補正で78万円、内訳といたしましては、報酬費が30万、旅費30万、需用費で20万となっております。報酬費と旅費については後で説明しますが、資本的収入及び支出からの組替えでございます。需用費も組替えでございます。続きまして、予備費といたしまして、858万3千

円、これについては、土地造成事業収益の3177万8千円から土地造成事業原価の242万9千円と一般管理費を差し引いた部分を予備費として計上しております。トータルで補正額が3179万2千円となっております。続きまして、次のページ7ページをご覧ください。(2) 資本的収入及び支出の補正といったしまして、まず収入の部、資本的収入といったしまして、短期借入金の額を40万5千円補正しております。これは、役務費の方で後で説明いたします。支出の部については、議案資料の3枚目をご覧ください。下の段の支出のほうで、資本的支出の公有地取得事業費と土地造成事業費とあります、その中で、土地造成事業費から公有地取得事業費のほうへ振り替えた額が241万、内訳といったしましては、需用費で10000円、委託料、これは草刈・鑑定料が入っております。これで80万。それと、先ほど説明いたしました、たかせ大使館の工事費ということで160万円を公有地取得事業費の方へ組替えております。その下の土地造成事業費につきましては、報酬費・旅費については振り替えております。需用費も振替えです。役務費、これが今回増額分になりますが、中浜分譲地の仲介手数料ということになります。委託料については、陣山と鳥坂の計画で60万円、それと、公有地取得事業費の方へ80万振替っておりますので、△20万円となっております。工事費は160万円。トータルの△200万4千円ということになっております。補正額といたしましては40万5千円となります。(3) 借入金の補正といったしまして、今回補正がありますので、前回の38億6427万6千円の借入限度額を38億6588万1千円に補正いたします。以上です。

議長：事業計画に等に関連して補正をお願いするということであります。今関係する補正を説明申し上げましたとともに、借入限度額につきましても38億6588万1千円に補正するというご提案を申し上げました。ご意見等ございましたら。

眞鍋理事：もう一度説明してほしいのですが、3ページの土地造成事業費の中の役務費の仲介手数料の説明をちょっとしてください。

事務局：仲介手数料につきましては、三野町の中浜分譲地の仲介手数料で、仲介手数料といたしまして40万365円と振込手数料840円を含めた金額となっております。

眞鍋理事：これは、仲介料として、なかに誰か入っているということですな。こういうふうに間にはめるシステムになっとんですな

事務局：はい議長。これにつきましては、旧三野町の中浜分譲地という宅地分譲の1区画だけ残ったまま三豊市土地開発公社に引き継がれておったんですが、従来三野町土地開発公社の売りさばきの方法の中に、仲介があった場合は仲介手数料をお支払いする旨取り決めがございまして、この件につきましても、そういうようなかたからご紹介を受けまして、そのかたもそういうシステムをよくご承知の上でのことございまして、当公社としては、その方の紹介という部分を認めざるを得なかったといことでございます。

眞鍋理事：これは、三野町だけの例ですか。

事務局：この件だけでございます。

眞鍋理事：他の町はこういうことは

事務局：今ご説明申し上げましたように、西野の分譲地2区画やっておりますけども、これはやってございません。

眞鍋理事：不動産の仲介の業者が入っても、このような仲介はさせないという前提で、開発公社に関しては仲介の人間が業者が入つとるのは、ちょっと不思議な感じがするのですが、それでええです。

議長：旧土地開発公社の中での商取引の手順として、三野町についてはその手順がある、ということで、その部分が今回市になってその手順を引き継いだということで、これでおそらくここについてはもう終わりということあります。

事務局：加えて議長。ご存知のように、三豊市土地開発公社、現在いろいろな土地を保有いたしております。今後この理事会の中で、その保有地につきまして工業団地とするのか、あるいは住宅用地とするのか、それ以外の目的を持たすのか、ご議論いただきまして方向付けをいただきまして、もし、そういう個人に分譲していくような要素が発生いたしましたならば、改めてこの理事会にご提案申し上げて、その処分方法等につきましてもご決定を願うということでございます。

坂口理事：今の眞鍋理事の関連ですが、私はむしろ今38億6千万消化していくために、むしろそういう業者にある程度理事会でなんとか選任して、それは成功報酬ですから、当然それが理事会で認めた企業が正式に、そういう対応をしないと、理事会の職員だけで、執行者側だけで早期的にこの問題を解決するというのは、私はなかなか問題があると思う。むしろ、積極的に業者のそういう派遣業者、いろいろな業者の選択も必要でございますけれども、むしろ成功報酬ですね、最終的には理事会の判断が最高の決定機関ですけども、そういう取り組み方も、私は公社としては普通やないのかと思うんですけれども、今日結論出すかどうかは別にして、提案として、むしろ積極的にそういうことを考えていかなければなかなか難しいんじゃないのかという気がしますので、眞鍋理事、僕もちょっと聞こうと思ってましたので関連して提案として入れさせてもらいました。

議長：多くの処分保留地、いわゆる未処分地がある分を換金していくためには、売却処分、先行用地については、いまでもなく、依頼者たる三豊市に早くに買い戻しをたずねるというところが、公拡法の本文でありますが、それと合わせて換金処分をしていくという意味での売却の場合に、さらに積極的に進めていく中において、いわゆる宅地建物取引業者、仲介業者を介するということもあるのではないかというご提案、ご意見がありましたので、さらに忠告として受け止めておきたいと思います。さらに今回もうひとつ申し上げておきたいのは、土地開発公社の経理基準要綱というものが、自治省いわゆる今の総務省の通達が出てますが、先般原下工業団地のいわゆる事業損失をご説明する中において、低価法、いわゆる実勢価格と簿価と2つある場合において、当然低い方、実勢価格の方で貸借対照表等を表示すべきだということを申し上げました。本公社は、これまでその会計基準の要綱の計画を採用していない、簿価オンリーということで、今日

までいわゆる事業損失分が顕在しなかった、内在されたままであったということでありまして、その要綱がさらに昨年、低価法でなしに実勢価格で表示すべきという基準がさらに明確になりましたので、本公社も今は17年度末の決算書の貸借対照表、いわゆる財産は簿価になってますが、その規定を受けるということで、18年度はこの基準に合わせて改正をするという必要がありますので、これまでご説明申し上げましたのは、処分をしたことに事業損失が出る、それから_____は売却処分をした中ですね、簿価と実勢価格の差が新たに事業損失として出ますということでご説明申し上げておりましたが、我々にあります新しい要綱で土地開発公社経理基準要綱につきましては、実勢価格というてなります。これは、新たに両監事さんご就任いただきましたので、この部分はできるだけ早い時期に監事さんにご説明申し上げて、この本公社の経理の要綱に基づいて正当な経理状況を早くを試算したい、そして、理事会にもご報告を申し上げたいことも、この席に付け加えさせていただきたいと思います。事務局よろしくお願ひします。

眞鍋理事：今理事長のそういうご説明があったのですが、それをして今度開発公社において開発をする中で、最初から簿価と実勢価格の差があるものが出てくることに対しては、最初から損害部分に対しては手をつけないという方向になるんじゃないのかと思うんで。

議長：とりあえずね、監事さんに僕が申し上げたことは非常に微妙なところでですね、そもそもは、公拠法は損失金が公社の外に出るということをどう読んでも想定していない。だから、内部留保とかあるいは他の資産を売却その他処分することによって発生する損失は、その経理の中で埋め合わされているというようなのがどうもあって、本公社のように事業損失分が、要するに赤字分が公社の外に出ていって繰入を求めていくというようなことはどうも想定していないんですね、この要綱を_____するには、当公社は非常に厳しい選択をするということになろうかと思います。

眞鍋理事：そら、そういう規約と現実との差はあるんは承知はしておるんですが、今後開発をしていく中でその差が出ることに対しては、納得の上での上で開発しなければならない事案も出てくると思います。

議長：そうですわな。

眞鍋理事：それは慎重にお願いしたいと思います。

議長：だから、今までやっている陣山ないし鳥坂インター用地については、一応考えているのはオーダーメイド方式で、少なくとも造成工事費が、いざ処分をするときに実勢価格に押し切られてですね、コストが原価が実勢価格と対比してしまう。結局やったら赤字になったというようなことは、もう当公社ではそれを処理する能力は一切、赤字も処理する能力は今さらありませんので、事業としてはオーダーメイドでやるということで、今坂口理事からのご指摘ご質問がありましたように、それは公社でやらないかんのかと、むしろいわゆる公社以外のところでその事業を起こすべきではないかということもご指摘もありましたので、そういうのを含めてこれらの影響が将来の問題にならないように

考えていかないかんなというふうには思っております。おっしゃるとおりだと思います。そしたら、この会計要綱に基づく本公司の会計の経営状況については、またご説明なりご報告を申し上げたい。それでは、第2号議案の補正関連につきまして、ご承認を賜りたいと思いますが、よろしいでしょうか

理事：はい

議長：ありがとうございました。それでは、議事2つにつきましては終わらして、それでは、協議関係で、協議第1号原下工業団地の会計処理について、事務局より説明をいたさせます。

事務局：失礼をいたします。議案書の9ページをお開き願いたいと思います。ご協議申し上げますのは、原下工業団地の会計処理に関しましてでございますが、主なものにつきまして、そこに列記させていただきましたが、まず、端緒というところでございます。動機ということでございますけれども、本年7月10日付けで本市土地開発公社が保有する行政文書についてですね、公開請求が行われました。当然その公開請求が行われた文書を調査して公開に備えていかなければならぬ訳でございますけれども、該当行政文書を調査する過程におきまして、平成17年度に高瀬町土地開発公社で行われた会計処理について、疑義のある事項が発見されたということでございます。この疑義につきましては理事会にご報告申し上げ、そしてご協議賜りたいということでございます。2点目、その疑義の事項でございますけれども、ご承知のように[REDACTED]、先般落成式を行いましたが、昨年土地売買を行っております。平成17年の11月14日に売買を行っておるわけでございます。資料の1ページをお開き願いたいのですが、資料の1ページですね、こここの冒頭部分に整理をさせていただいておりますけれども、平成17年の11月14日に契約をいたし、面積は12933m²でございます。売買代金はちょうど1億円ということでございまして、換算いたしますと1坪当たり25574円ということになるわけでございます。この契約にともないまして内容をみておりますと、当然売買代金が1億でございますので、本来であればその額あるいはそれに近い額が、当然この借入金が発生しどるわけですから、返済という形にまわされてしかるべきであろうと考えるのが通常でありますが、実は借入金の返済が3930万円しか行われておらないという事実が見えたわけでございます。これにつきましては、多額の分譲に伴う関連費用が生じたものという可能性を感じたわけでございますが、その中身をさらに見てみるとですね、高瀬町土地開発公社理事会での手続きが不備なままこの行為が行われた可能性があります。それから、この[REDACTED]の進出にともないましてですね、営業接待が行われておるんですが、当然営業活動でございますので、ある一定額につきましては致し方のない部分も当然ございましょうし、今後の本市土地開発公社の営業につきましても、若干この部分が発生してこようかと思いますけれども、内容を見てみると、約100万円を超えるものが発生しておるということでございます。このような状況に鑑みましてですね、いろいろどのようにすべきかということを考えたわけでございます

かということを考えたわけでございますけれども、ご案内のように原下工業団地が今日直面をいたしております背景がやはり、我々としては、事務方としては気になったところでございます。去る6月9日に第3回理事会を開いていただきまして、ご提案申し上げました。その内容は、原下工業団地の21億5千万、これは簿価でございまして、借入金として存在するわけでございますが、これ、坪当に換算いたしますと、約7万を超えてくるわけでございます。7万7千円相当になってくるわけでございます。なかなか実勢価格と簿価とのギャップということで、先ほども議論になりましたが、売りさばくのは非常に厳しかろうということでご議論願いました。また、議会全員協議会でもおはかりを申し上げて、1坪3万円という価格で[REDACTED]につきましては分譲を行ったということでございます。この[REDACTED]、一番国道377号線に隣接する土地を分譲したわけでございますので、基本的な考え方とすれば、その残りの土地につきましても同等のレベルで考えるのが適当であろうということで考えたわけでございますが、分譲面積が約まだ85000m²ほど残っておるわけでございます。坪数にいたしまして、約26000坪でございます。この26000坪を3万円で換算いたしますと、約収入が7億8千万というところが想定されるわけでございます。したがいまして、先ほど議論になりましたが、その分譲すればするほど特別損失が、簿価とのギャップが発生してくるわけでございまして、現時点で判断いたしますと、その簿価とのギャップ約13億7千万ということでございますが、この特別損失の負担につきましては、三豊市にお願いしているということが強く考えられるということでございます。当然理事長も申し上げましたように、外には出してないということでございますので、他の物件を売りさばく中でペイできれば一番いいわけでございますが、いずれの物件ともですね、なかなか積極的には考えにくい物件でございますので、これ、埋め合せは非常に厳しいということになりますと、三豊市へのという形がでてくるわけでございますが、そのために必要なことにつきましては、やはり市民の理解、オーナーの理解というのがどうしても必要なわけでございます。このような、本市土地開発公社が直面しておる事態、こういう事態を踏まえましてなお、このような一部不適切ではなかろうかと思われるような内部事情をご説明しなければならないことは、当然我々事務方といたしましても、痛恨の極みというところでございます。しかしながらですね、この公社再建プラン、いかにしてこの公社を立ち直らせるか、あるいは、活性化させるというプランと同時に、やはりこういう内部事情を自らの力で浄化するという姿勢を合わせて提案する、しなければ、当然市民の理解は得がたいというふうに考えるわけでございます。そのようなことから、去る9月1日に当時の理事長でございました白井さんに事情を確認をさせていただきました。その資料が今日お付けいたしております資料1ページの聞き取り資料でございます。これにつきまして、1番から7番まで、そのエキスの部分だけ押さえて書かせていただきましたけれども、まず、売買代金の決定過程でございますが、当時1坪38000円でお願いをしておったと、必要以上の土地を無理してお願いした、[REDACTED]さんは12933m²

もいらなかつたようでございますが、区切りということで、その1区画全部をお願いしたということだろうと思うんですが、最終的には1坪25000円という価格になったということでございます。その資料が、次のページの2ページに、これは伺い書でございます。売買契約を締結してよろしいか伺いますという、担当から理事長に向けた伺い書でございます。その伺い書のもとになります契約書が3ページ・4ページにお付けしておるものでございます。売買代金額1億ということでございます。それで、[REDACTED]

[REDACTED] (工事請負契約について) ということでございますが、当然只今申し上げましたように、1億売って3930万しか払われておらないわけですから、何にいったんだろうということが気になるわけでございますが、工事が行われておるわけでございます。その工事というのがですね、ボーリングをして基礎工事を当公社が負担をしてやっておるというようなことでございます。覚書によって工事をしたというご説明でございました。年末でもあり合併前であったんで少しあせりがあったと、このままの状態で三豊市に引き継ぐことができなんだんで行ったと、概略でございますけれども、説明でございました。その執行手続きにつきましては、この理事会の承認ということでございますが、どのようなことでしたかということにつきましては、理事会にかけてはおらないと、理事会を開いて承認を求めるという手続きができませんでしたというようなご説明でございました。このような中で問題になりますのが、やはり、これだけ窮地に至つておる本市土地開発公社の現状に鑑みて、進出企業との話を成就させることは当然重要なことでございますけれども、何を譲ってどこまで譲る、その交渉ですね、駆け引き、そのあたりのバランス感覚について、やはり問題点を見出さざるを得ないというところでございまして、本人も若干そういうことはお認めの部分がございました。それから3点目は営業経費支出でございます。営業経費、先ほどご説明申し上げましたように、いろいろなアルコールを伴う接待をしておるんですが、計11回程度に分かれまして、総額106万程度行っておるということでございます。これにつきましては、当然常識的な範囲というのがあるわけでございまして、理事の皆様方にこの問題を見ていただきたいということでございます。それから、この問題について白井前理事長の返答でございますけれども、金銭的には大きい、誠に遺憾に思うというようなことでございます。それから4番目が借入金の償還充当でございますけれども、本年2月27日に3930万円が払われた。ここで改めて確認をしなおしたわけでございますけれども、どのようなことでしたかということでございますけれども、当然先ほど申し上げました工事代金等々へ充当しておるということでございます。5番目が物件移転等補償契約書、これにつきましては、実は17年、去年の11月11日に物件移転補償の契約が行われておったということでございます。当然原下の土地取引を行つたのが平成9年当時でございますので、土地が動いたのが平成9年当時、なぜ上物の補償が平成17年に行われたのかということ、やはり不思議に思うわけでございましたが、確認をいたしましたが、前々である相馬町長の時に約束をしておった、しかしながら、口約束じゃつたと。その額については、そ

のときに算出はしておりますということでございました。根拠はどういうことでしょうかということでございますが、当時写真等もあったと思うということでございますが、今の私共の調査においては、まだ写真の発見に至ってございません。全部の書類がさらえられたかどうかというのは分かりませんが、私共の現時点における確認では、その写真には至っておりませんので、なくなつておるのであれば仕方がないということでございます。これにつきましては、資料の6ページ以降書かれどるのですが、まず、7ページをお開き願いたいのですが、7ページが、これが担当から理事長に宛てた伺い書、用地補償契約を締結してよろしいかという伺い、その次8ページが物件移転等補償契約書でございます。664万3554円払つておるわけでございます。9ページに、これは11月11日に甲の[REDACTED]氏に払つた、契約を締結したということでございます。その内容はということで、その下に物件の所在として別表1という形で、物件の所在、物件の名前、補償の種類、数量、単価と補償の金額という形で積上げられておるわけでございます。資料の6ページをお開き願いたいのですが、参考資料2というものでございます。

平成17年11月11日付けの損失補償契約についてということでございますけれども、整理をしたわけでございますが、損失補償の根拠ということでございまして、①～④まであるわけですが、まず1点目は、その契約書の別表第1及び別表第2の物件の所在に記載する地番にかかる土地、これはもう先ほども言いましたが、高瀬町土地開発公社に土地が引渡されて10年余り経過しておるということでございます。平成9年5月1日引渡し期限でございます。それから2点目は、損失補償の対象としている土地の所在が、

[REDACTED]名義の土地の一部のみであつて、やはりやや不自然と、作為的なものを感じざるを得ないというところ。それから、用地補償の考え方なんですが、やはり、上から下に買っていくと、つまり、物件移転を行つて土地に到達するのが鉄則、ルールであるということで、逆に土地をやっちやつて上物を残しておくというのが基本的に通常考えにくい状態ということでございます。それから、契約書の重要事項であります履行期限が明示されておらないということでございまして、物件移転の必要性・物件の存在の有無、ここらへんが非常に疑惑を持たざるを得ないということでございます。2点目は契約金額の根拠なんですが、物件調書が発見されていないということで、補償金額664万3554円の正当性が立証できないというところでございます。それから契約書に貼らなければならぬ印紙、それから物件の所在地がどうも土地の契約書の明記とずれておるというような現象、これなどからみてですね、やはり、そのためだけに作った契約書と思わざるを得ないところもあるわけでございます。その次の丸の部分は土地売買契約書ということで、平成9年の2月7日及び4月2日に行われた売買契約でございますけれども、[REDACTED]あるいは[REDACTED]にまつわる関係者の皆様方等々に約16haの土地を5億8800万程度で売買契約を成立しとるということでございます。これにつきましても、資料12ページをお開き願いたいのですが、11ページが伺い書です。これは理事長にあてた伺い、そして、12ページ・13ページ・14ページが契約書で15ページ

16ページが[REDACTED]以外の[REDACTED]氏、あるいは17ページの[REDACTED]氏、あるいは18ページの[REDACTED]他4名という形の一連の土地売買契約、これがつけられておるということで、この売買契約に遡って見てみましても、金額が一律に3700円、当然これ見てもお分かりのように、地目が山林もございますし、雑種地もございますし、畠もございます。水田、ため池もございます。そういう、地目が多岐にわたっておるにもかかわらず、3700円という形で一律の価格を設定しておるということで、すべて面積にかけて売買価格を算定しておる。それから、地籍、求める土地の面積はすべて公簿による面積で、実地測量はしておらないようです。それから、地目等につきましては、現況表示もしておるけれども、すべて公簿地目をそのまま転記したものというような感じです。それから、現況とか地籍、形状、位置それぞれの要因に関わらず、いわゆる突込み買い、一本買い、そういうものが行われておるということでございます。取引は公簿、それと現状本意ということで行われまして、物件調査は要しないということでございます。それから、土地価格でございますけれども、3700円というレベルからいたしまして、当然宅地見込み地というような評価をしておる。それから7番目として、この契約書の中では、後日高瀬町が支払い義務を追うべきような事項が見当たっておらないということでございまして、これが物件移転等補償契約とどうリンクしてくるのか、ということでございます。8番目は、あれですが、契約日より前に土地代金が払われた形跡もあるということで、関連事項でございます。このように、[REDACTED]との件、あるいは[REDACTED]氏と締結した物件移転等補償契約、この2点をこの理事会には報告させていただいておるわけでございますけれども、厳しい現実、疑義が残っておるということでございまして、本市土地開発公社の立ち至っておる現状に鑑みて、これを市民に理解を得るために、ここらあたりは少し浄化をする姿勢を示しつつ対処の処理の方針を検討をしていかないかん、ということでございます。3番目として、議案書9ページの3番でございますが、処理方針ということで、このような状況に鑑みて、当面考えられる措置でございますが、ひとつは、疑義事項が発生した時点における責任者からの、この理事会としての事情の聞き取りでございます。まず1点はここをして、本当にこの事実がいかなるものかということをきっちり捕らえておかないと、推論の上に立って事態は進められないということでございましょうか。それと、やはり金銭にまつわる疑義が発生しております。事業としても一緒ですが、そうなればその金銭のいったいどの部分のどれだけについてというところを、きっちり焦点を合わせて浮き彫りにする必要等もございましょうから、やはり、再監査といいますか、特別監査の実施の必要性の有無につきましても、ご検討を願いたいということでございます。議長、そのへんですいませんがフォローを。

議長：ずっと通してご説明しましたので、分かりにくい部分もあるかも分かりませんけど、ご質問いただきながら補足して申し上げたいと思うのですが、いずれにしましても、7月10日付で三豊市情報公開条例第22条の規定によるということで、文書公開の請求をいただきました。与えられた、公開決定通知までの与えられた期間の中で、いうま

でもなく公開の準備をずっとしておったわけでございますが、そのなかで、どうしても書類がない、請求された文書がないということで驚きまして、重ねて延期、第1回の期間の中では我々は決定通知自体を満足十分に練れないという、さらに、決定通知の延期を、条例のお許しいただく規定に基づいて、さらにその期間を使ってめいっぱい書類を探したのですが、ない、ということで、非公開の決定通知の一部については、公開請求にかかる行政文書を保有していない、不存在、ない、ないのは公開できないんだということで公開請求通知書を請求者に見せたということで。そういうことで、そもそも公社の諸帳簿がないとは何事ぞ、ということで、いろいろなことを整理をはじめたその中から、大きくは■さんに1億円で売り渡した収入が、借入金の返済に充てられた金があまりにも少ない、なぜかということでさらなる精査をしていくと、今おっしゃられたようなことがあって、で、それに加えて、その中で平成17年11月11日、先ほど稟議書をお示しましたが、契約書なるものがあって■宛に670万円の金が払われている。これがない、ということを、ここでは、■と締結した物件移転等補償契約について、補償された調査を我々は整理したことによるんですが、先ほどらい資料2でご説明申し上げましたように、何らかの形で664万3554円、とりあえず約700万円ほどの金の支払いが、当時もしくは過去の人たちが■と約束をしておったという事実が仮に、仮にあったとしても、この補償契約書に基づく支払いは認められない。ひとつには、この契約書そのものがあまりにも疑惑の中にあるということで、ここについては一切認められないということで、当人にもすでに聞き取りをした中で、■まで取り返しに行くか、ご本人あんたが払うかどうかしかしないでということも付け加えて話を申し上げて、目下のところはご本人からは、仕方がない、この金はわしが責任をとるしかない、こういう言葉をいただいておるところでもあります、いずれにしても、非常に重要な事項でありますので、この際この当理事会が当人をこの理事会に出席をさせて、理事会として一連のことについて質問をふって答弁をいただくということに基づいて、具体的にどうするかという理事会の意思決定をお願いしたいというのが、お願いであります。合わせて、すでに17年度の事業報告については、5月の日に旧の監事さんから会計監査報告をいただいて、いずれも正当である旨の報告をいただき、その報告とともに我々理事会は17年度の決算及び事業報告の承認の議決を、我々はしてます。その承認した理事会の議決の結果につきましては、公拡法の諸規定に基づいて、すでに設立団体たる三豊市長に報告を提出し、三豊市長は自治法の規定に基づいて当土地開発公社の17年度の事業報告を三豊市議会にすでに報告をしてるという事であります。その報告の中に、この平成17年11月11日の670万円の支払いが正当である旨を包含してやっているということでありますので、その傷のある状態を一日も早く治癒する必要があるということからも含めて、真実のほどを理事会として正確に確認するということで、ぜひ前理事長をこの理事会にお呼びをして、理事会の中で事実の確認をしたいというのが、協議事項ということになります。合わせて、新監事

さんにはたちまち非常にご苦労をかけるわけありますが、前監事さんの会計監事報告を、実は前監事さんとのご相談申し上げたんですが、監事が_____ありということで、そしてまた当事者としての責任ということについても、ご検討していただいたということですが、監事報告の訂正という形で手続きを検討をお願いしたところであります、当時の当該監事としてその報告の訂正ということもご検討お願いしたわけであります、前監事さんとのご意見等々の中で、新監事さんの中で残されておる諸帳簿の中でなにがあったんかという、適正であったというふうについてのご判断を再監査を新監事さんの中でお願いするというのが最も誠実な監査になるのではないかというようなことで、徳永・福田両監事さんについては、この理事会でご出席を、本日来られるとわけであります、この経過を踏まえて、この監事についての監査についての職務をいたしたいと、非常に大変なことをさっそくながらその役をやっていただきたいということで、以上協議事項として質問にお答えしながら詳細を言いたいと思います。

眞鍋理事：理事長、お聞きしてよろしいか。

議長：はい、お願いします。

眞鍋理事：この契約書、_____さんの契約書があるんですが、契約書がまともあるんか偽物であるんかのことに関しては、確認がとれてないんですね。

議長：まともかまともでないのかことと、偽物であるのかどうかということにつきましては、この平成17年11月11日の物件移転契約書については、正当な、根拠のある、適正な契約書であるかないかという論点から、正当な、正当なというのは、いわゆる民法上の甲と乙がおって、相互契約という形でお互い意思を疎通しながら作られた契約書かどうかということについては、この契約書は正当な契約書である。こちらは払う意思がありますし、むこう側は受ける意思があったと。この契約書は民法上の正当な契約書として成り立ってます。だからお金を払っているんですが、ただ問題は、真実の契約書であるのかどうかということに、我々は払うべき根拠が公社にあったのか、その金額が正当な金額であったのかということを、公社の経営の後継したものとしては、そのところに焦点をとって審議をしていきたい。明らかに、にわか契約書と書いてあります、補償すべき、今参考資料2で説明申し上げましたように、少なくともその契約を作りあげる状況・根拠というものが存在していない、というのが我々の目下の判断であります。

眞鍋理事：要は、平成9年に、物件補償費の件ですが、田とか畑とか桃、そういう分の補償費なんですよ。

事務局：平成9年は土地代だけです。

眞鍋理事：土地だけ。

議長：土地売買契約。

眞鍋理事：ほんで、その当時覚書が残つとるが言うんは、6百何十万の補償費は、物件に対しての補償やきに、物件とはなんのことなん。

事務局：結局その、平成9年当時売買をした土地の上に存在しておったであろう、桃とか栗とか柿とか、そういうもんですね。

眞鍋理事：平成9年のその時点で、桃や栗や柿はあったんですか。

事務局：いやだから、その写真がですね、今もご説明申し上げましたように、白井前理事長は確かあったはずじゃというふうに言われとんですが、今現在の調査では、発見するに至っておらんということです。

眞鍋理事：それは誰かが嘘をついている。その当時、桃や栗や柿なんかあるはずがない。

議長：仮にですね、ですから、仮に仮にそんなんあったとしても、この3700円でもうふっかけとるんですから、土地の上に、その価値があるものが存在しておったとしても、ここで突っ込み買いとしております、仮にあったとしたって、それが分けられて補償の対象として残っているようなものでは、どう考へても想定できない、そういうことを申し上げている。あったかもわからんけど。

眞鍋理事：理事長な、ないものの上にな架空のものを設定して物件補償費を先しよる。

金丸理事：私もそう思います。

議長：そうです、という判断を我々はしています。

金丸理事：借入金の充当してますよね、後残りの6千万ちょっとは工事費に充当しとるいう、そういうことですか。

議長：[REDACTED]に3300万ぐらい使つとる。それとこの[REDACTED]いや、この1億円からは分からん。聞いてみな分からん。そこらへんの1億円の周辺にある経費を見てみないと、[REDACTED]の3300万の工事費は、その工事自体、本当に公社がせないかん工事やったかどうかということもですね、当時の高瀬町土地開発公社の理事さんの弁を聞きますと、25000円とは、そもそもそういう土地であったから25000円にしたんやと。あとから公社が杭を打つ金とか、そういうような[REDACTED]の工場立地のために負いをするようなことは絶対聞いとらん、というのが当時の理事のご意見。だから25000円でしたのに、後に[REDACTED]の工場建てるときに、3300万の[REDACTED]へ支払いするということは何事ぞというのが、高瀬町土地開発公社時代の議会議員さんの強いご意見。怒りを込めたご意見。ましてや、[REDACTED]に3300万払ういうことは一切聞いとらん、というのが、当時の議会議員の怒りの声で。

金丸理事：あの、ここ工事、[REDACTED]の工事明細書みたいなのあるん。これした明細、工事。

高木理事：ええ、ございます。

事務局：[REDACTED]ですか。今理事長が言いましたように、あります。で、理事長が言よんのはですね、あの、[REDACTED]のこっちがわの設計書がないと、いったい1900万で高瀬町土地開発公社が工事しとるけど、それって発注した経緯から見ると、相手が出してきた見積書に基づいて代金払ってますから、こっちがわの発注者側が作った設計書もないし、それが競争の原理で1900万なのか、いったい分からぬといふところにあって

ですね、なお、なお、25000円余で安くしとんのに、現場見て買うとんのに、杭打ちで1900万負担することについての、いささか不可解なところがある。

議長：3300万、■がやったんじやろうと思われるん申し上げるとですね、ひとつにはボーリング調査288万7500円、またさらにボーリング調査168万円、そして、残土処分工事、これは後で申し上げますが、残土処分工事で934万5千円、そして、団地の改良工事ということで1995万円、計3386万2500円の支払いがある。じゃあそれを、今言ったように_____がありまして、それが、その金額が決定であったかどうかということ含めて、我々が今思案の状況にある。

大西理事：じゃあ、2700万は、なんか他のものに使ったん。

高木理事：他のもん言うて。

議長：全体の、言うたらお金という話で。

高木理事：原下工業団地の、その年度にかかった経費に充当しとると。ぜんぜん疑わしいところにお金がいとるということではない。

事務局：着服とかな、そういうのはない。

議長：ま、いずれにしても、我々は黒であるのか白であるのかということをしっかりと理事会に報告する義務を含めて、この5月の理事会の中でも申し上げた引継ぎが正確に確実に行なわれていないという、当事者の当理事会の公社の理事会の出発点のところでもあるんですが、この際、こういうこともありますので、できるだけ早い時期に理事長を前理事長をですね、この理事会へ呼ぶということについて、ご協議、今日させていただいてますので、ぜひ_____であります。できれば一週間か十日以内で先方の都合でこの理事会を招集したいと思います。よろしいでしょうか。

眞鍋理事：ちょっと聞いてもよろしいかな。あの旧の高瀬町土地開発公社の責任者は白井理事長でもあるゆうんですけれども、その事務方の問題も含めてこれやらな、その当時の職員が関わったと、その職員は誰の意向でこういうふうなことをやったかいいうことも対処としてあると思うんです。その点も考えていただきたい。

議長：ほんだけん、本市の職員に継続されていますので、その当該職員については事務局より質問しております。

眞鍋理事：で、ただ、この理事会の中で参考人としてきていただくのに、強制力はあるんですか。

議長：あの、いわゆる本事案に呼び出すという強制力があるかないかについては、これはいささか難しい。もうすでによその人ですから。少なくとも建前で申し上げると、前理事長が_____理事長時代の事案について後継理事会で責任ある説明をするという説明責任は、これは広角的に、これはあるということですね。

眞鍋理事：あっても協議できんのやったら無意味なんちやいますか。

議長：その辺ご協議いただければ。100条ではありませんので、相手を縛ることはできません。

金丸理事：7番の全然覚えてないとかいうのは、ちょっと公の人が言う言葉ではないなと。
議長：これは、若干だけ、理事会にですが、稟議書のない、いわゆる伺書もない、領収書のない、そしてさらに現金でお金を渡している、そういうのが相当かたまたお金である。頻繁にやられてる行為が露見している。だから、あまりの破廉恥、現金でお金を払うことの、しかも頻繁にかつ相当の金額になっているということで、本人に、実行者本人に相当厳しく聞いております。明確な答えをいただいておりません。まあそういうこともあって、理事長が承知の上であったならば、当人が職務を、目下分かりません。

眞鍋理事：これ平成17年12月21日の日付になつとんやな

議長：そやな。

眞鍋理事：領収書やのないもんもは有効なんかどうかをお願いしたい。

議長：領収書は有効だということ。■さん宛にお金持つていって書いてもらひた領収書。

事務局：付けるどこがですね、大変申し訳ございません、5ページの次といったほうがえんでしょうか、続くどこがちょっと不適切で、664万3554円の領収書、■さんが書いた領収書ですね、お付けしております。ただし、これも現金で支払っております。

金丸理事：豊中の公社ので借入したもんについても、豊中は2年据え置きの10年支払いゆうことで0.9%になつとる。それが、1年もせんうちに1てんなんばに借換しとる。なんかこう不公平なとこがあると思うんですけど。わざわざ短期にしたら利息また上がるゆう話。

議長：非常にこの三豊市土地開発公社の不慣れなあまりに不幸なのはですね、17年に6土地開発公社を廃止をして高瀬町土地開発公社を存続団体としてそちらに取り込んだということで、一舉に経理がですねその高瀬町土地開発公社に入ってしもたんですね、そこでまた高瀬町土地開発公社のことも分からぬ。また、6土地開発公社の詳細のことも分かりかねるというふうに、非常にこの不幸な状態に一舉になつてているというのが現実があるので、非常に困る。

大西理事：まあ、合併協議の中で高瀬に持ち込んだというのが一番、一番多かって、全部を廃止して新たに一つを作るか、一つにまとめるかいうので相当議論になった。じゃあどこにまとめるかということで、高瀬さんの債務をとつて。

眞鍋理事：その合併によっていいものも悪いものも全部引き継いで三豊市のこれ開発公社になっておりますが、旧町の開発公社の疑義がある、また不振を抱かれたときには、開発公社として徹底的に追求する気持ちがあるんか、それとも、ある程度で収める気持ちがあるんか、それをまずお伺いします。

議長：いやまさに、ご意見を聞きたいとこなんですが、あの、設立団体たる旧町ですね、その旧町の行政を三豊市は引き継いでいるわけですから、すなわち三豊市は公社の設立団体ですよね。だから、すでに我々はもう設立団体なんですね。ちょっとうまく言え

てないですが。引き継ぐとか引き継がないという、だいぶ勉強せないかんとこがあつて、少なくともその選択肢はないというのが常識だと思うんです。

眞鍋理事：合併協議会の中では、7町の開発公社は高瀬町に引き継ぐことについて高瀬町の開発公社とすると。合併以前の話。

議長：12月。そうします。

眞鍋理事：それで三豊市のとこへ、ええ分も悪い分も全部引き継ぐんは仕方ないけども、過去において疑義があることに対しては、それは正す必要が私はあると思っております。ただ、この場の中においてその疑義は変えれんでしょう。

議長：だからもうひとつは、公拡法第19条で設立団体の長は、これは想定しとんでしようが、設立団体の長は必要な命令とか、検査を行なう権利とか、必要な命令とか、そんなことをが公拡法にあるんで、そういう意味でも監事さんにいろんな問題点等あればご指摘いただいて報告もいただくうえですね、設立団体の長たる三豊市長が、三豊市開発公社のそういう部分について命令なり指示なり処分をしていくというのが筋のように残されとんです。だから、引き継がないとか、引き継ぐところと引き継がないところの分割があるというのは、どうもそういうふうに読めない。無理だ。

眞鍋理事：開発公社において、旧高瀬町のこの問題が三豊市に重大なる損失をならしめたということですわな。

議長：そうですわな。

眞鍋理事：その立場に立ってやれば、旧高瀬町の問題も全部さらけだす必要がある。

議長：間違ひなく、少なくとも土地開発公社が解散をして、解散をするというのが手順としてはあったと思う。あの全部な。だけど解散した中には21億円、21億円に近い事業損失が出ますので、それは設立団体である高瀬町の負うべきものであります。その高瀬町で負った21億円に近い債務は結局三豊市が抱えるということですので、どのみちから三豊市へ。

眞鍋理事：その21億円の債務の中で、そのまたどういう案件で重大なる損失をさしたという件においては、なんべんも言うようですが、この場においては私はできない、強制力がない。

議長：強制力はない。強制力はない。

眞鍋理事：もし強制力を持ってするんだったら、会場を向こうへ移してその中で議論すべきだと、私は思います。

議長：ううん。

坂口理事：ただ問題は、開発公社が三豊市の開発公社になって、そのときの理事、それが辞めたという理由で理事の責任は逃れられるものではない。その当時、既成の事実として関わった理事が当然その責任はある。それが理事の役割からいたら、私は認識しておる。そうすると、当然それだけの損失をそれが、考えてみたら、これほど幼稚な体质になっていたんかと、ある程度ですけれども、いずれにしたって、行政のトップでおつ

た者が、こういうような対応をしてきたということについては、もう完全に逃げようんですね。その根拠がない限りそのときの理事は責任を負ってもらう、以外にない。ただここでは、そのうえにその他に関わる問題があるだけに、十分この理事会の中で精査して、問題を理事会としての問題提起をして、それでどうするかと、眞鍋理事が言うように、議論していかないと、まだ十分な認識ができるないときに、いろんなところで見切り発車をすると、とてつもない方向に行くとですね、今さっき言ったように、ほうぼの問題点をまたいうことになってもいかんし、結果として三豊市として大きな損失が、まだあのあと土地を売らないかんというのがあるんですね。それはもう皆さん不慣れでですね、やはりあの理事長が提案したですね、前理事長なり関係者、それから■の関与した過程で■さんがどういう、まあ最後でないんですけども、やはりあの理事会の承認なしに何千万の金が理事長の独断で運用されたということも全く想像しないような方法なんですけども、そこらの内容を十分精査して、今後なんとなんとが問題点として残っていくのかということを把握して、例えば別の形にいうことを考えないとですね、こういううわさはどんどんどんどん広がっていくことによって、どうしても歯止めがきかなくなる。先走った議論がでけるようになる。そうするとですね、対応の仕方も非常に上手な時間と上手な努力を寄与しなければならないところがでてくると思いますので、できましたら、まあ理事長がどういう態度を出すかということになりますし、この中には当然副理事長であるものとか、まあゆうたら担当であるとかいうのもありますけれども、いずれにしたってそれはもう、トップの責任は理事長ですから、理事長とそういう中身の調査をですね、そのまあゆうたら三豊市の、開発公社の借入金が4千万ぐらいしか減っていないという中身についても、もう少し精査するのは、ここである程度理事のみなさんが理解して次の方法を考えないと、考えたほうがいいんじゃないかという気がしますけど。

議長：徳永監事さんと福田監事さん、初日から非常にとんでもない業務を職務を任命してしまって、なんかご質問なりご意見がありましたら、あまりにもぶっつけ本番で申し訳ない。

徳永監事：内容を始めて聞くようになって、合併にあたっては一旦山本町他の土地開発公社は、高瀬町土地開発公社に一旦全部移して、高瀬町土地開発公社から新市に引き継ぎ。

議長：からではなしに、高瀬町土地開発公社は存続団体にしまして、だから、高瀬町土地開発公社の所在地がここに、豊中に来ましたし、そして名称が高瀬町土地開発公社から三豊市土地開発公社になった。そこで、設立団体は高瀬町から三豊市に承継しましたんで、三豊市長が設立団体の長ですから、その三豊市長から我々は任命を受けて理事になる、で理事会の互選により理事長になる。

徳永監事：組織としては一旦もう解散というか、そうして新たに設立したというのではない。

議長：ないんです。

高木理事：1つは存続しとんです。

議長：6つは閉鎖した。

徳永監事：6つは閉鎖して。

高木理事：今6つの土地開発公社は、清算手続き中です。

徳永監事：ほんたら、17年度のこの決算というのは17年4月から18年3月まで、その中に引継ぎの時点をはさんでおるという形になるんですか。

議長：そうです。そうなんです。だからまたまた困ってしもとんです。

徳永監事：そうなれば、その期間中のそういう事務のあり方について不適切な項目があれば、現存続しておる三豊市土地開発公社が解明し究明していく責任と権利もあるのかなという気がします。

議長：おっしゃるとおりです。

徳永監事：前のとこにはもうという話ではないですね。

議長：その責任において前の者に来てもらうというのは、我々の義務としては在ると思うんですが、こられた側がですね、すでにわしはこの職にないと言うて来ない理由にされるという可能性は大いにあるということです。

眞鍋理事：来んやろ。来たところでな、誰が質問するん。理事長が質問する、これええわ。の理事は質問できんで。ほんなんチャイム鳴ってしまうわ。理事長か私ら3人ばしかもの言えへん。効力のあるもんやったらあるもんにすると、無駄な、呼んでも無駄なものは呼んでも無駄やきん、そこんところメリハリはやっぱりつけんと。

金丸理事：これを蓋するなんか、謄を出すなんか、それをこの際はつきり言い出してしまわんかったら、理事会だけで処理するなんか。

福田監事：17年度の決算、あの、事務報告・決算報告いただいとんですが、これあの前の監事が今年の5月18日に監査して書類作られてますね。そのときに関係、いろいろ17年度中に発生しとる、契約書とか公正証書とかきとると思うんですけど、それはすべて現在の三豊市土地開発公社に高瀬町から持ってきて残つとる帳票にもちろん残つとんですよね。

高木理事：ええ、監査に供した帳票書類はございます。

福田監事：全部。

高木理事：こちらにございます。

福田監事：これが、平成9年の5月ですか、土地売買があったのは。それももちろん永久保存ですから当然書類もありますよね。

高木理事：ええ、高瀬町の書庫で保存されとる書類。

福田監事：全てこちらへ三豊市が引き継いどるんですよね。

高木理事：いや、高瀬町にある部分もあるし、理事長が冒頭説明しましたように、公文書の公開請求がきましたので、必要なと思われる公文書は、こちらへとりあえず持ってきてます、高瀬から。

議長：今金丸理事さんからおっしゃった謾の話なんですが、少なくとも、度々申し上げておりますように、なかなかですね確実な諸帳簿のチェックができない。それは物理的な意味でもないということです、手持ちにないんですね、非常に思案・苦しんでるんですが、だから白であることにしっかりと近づきたいために精査したいと思うんですが、なかなか肝心なところで書類がない。というところで、諸帳簿がないというところで白になりきれないということなんです。ですが、この17年11月11日のこの契約書にまつわる支出に関しては、本人の見地を含めてですが、そして状況をつぶさに、今資料2でもご説明申し上げましたように、状況からみてもこれはもう限りなく黒。またこの理事会が黒だと断定、黒だと断定できるのは白しかありませんが、少なくとも適正な会計処理を求めていく理事会としては、この17年11月11日の契約書に基づく支払いは、会計処理の中からみて明らかに黒です。だから、黒を当人から弁済させることによって白にするのか、この行為そのものは、法のもとでの黒にするのか、というところが理事会でまた意向を決める必要はあると思う。その法のもとでの黒やというところへ差し込むとすれば、やっぱり当人の理事会での説明が、もうすでに内々でやってますが、理事会での説明がというステージはいるのではないかという協議を申し上げます。謾は出るかどうか、このひとつ[]の関連だけなのかどうか、分かりません。

いずれにしても分かりません。

坂口理事：あの、まあ今こういう形で出てきとる、それを全く無視するというのはもう過ぎるとと思う。だから問題はここへきた中身についてこれから後の今後想定される問題点いうのを、やっぱりもう少し精査してですね、やっぱり報告でださないかんのだと思います。ほんと、そのためにはやっぱり、少なくとも我々理事としたって、だろうぐらいの話でね、その消化ができる話でないんで、理事長が来るかなんか、それからこの内容を彼が、まあゆうたらはつきりいって、中身について十分な説明ができるんであれば、その次理事会としてどういうひとつのおこしていくのかということを考えないとですね、我々もそのところが今わかりませんで、まだ出てきたら誰がするのい、その我々権限がどこまであるのいと。ただ、こういう問題が出てきてそれを理事会で無視して消去するというのも、それはまあひとつの、ここまで出た限りは無視することはできないし、あの住民にあと想定される後の問題で残っとります廃棄物の問題が、影響等も考えれば、今度当然三豊市のほうへ住民から、開発公社なり三豊市のほうへ、いろいろな大きな問題が波及してくるということになりますので、とりあえずまずはそのところを、期間もあんまりありませんので、できるだけ早くその対応してしかるべき、なんとなんとは三豊市として早急にやらなければならないということ、それから開発公社としてやらなければならないということも、やっぱり考えていかなければならぬと思いますんで。今はその理事長のほうで、内部で調査するというたって限界があるんやろ。

議長：だから、結局監査の仕事、監事さんがこれ、従来の監事さんの仕事というのは決算監査を、まさに当日ものですね、そういうのがイメージされておった監事の仕事です

よね、またそうであったと思うし、事務局はその限られた時間の中での監事さんの監査業務に介在的にご協力する、ご指示のもとであるということなので。ですがそれをそんなことで監事さんに監事をということの職務をも、それはいまたぶん両監事さんともいろんなとこ頭で巡らせていると思うんですが、仮にこうなると、監事さんとこ、どうなりますかね、ちょっとこれは、これは、また話がまた、全く質が違ってしまうんですね。

徳永監事：実際ですね、これはたまたま情報公開の請求が出てきてその資料を調査しておる過程でこの把握したという事例でありますから、これの解明は当然であるとして、それ以外についても監査というまたぼろぼろ出てきた、あのときにそれは見てなかつたんかということ、これはまずいですから、それをするとすれば相当な日数と労力を要するんで。

議長：人もいりますよね。

徳永監事：それとやはりあの、これはまあ、会社でありましたら株主、こういう問題が浮き彫りになってきておる状態で、もうこれは伏せとかんかということになりましたら、今度現理事ないし、責任追及された場合にはこれになりますから。やはり結果としてはどこまでその強制力の問題があるにしてもできるかぎりの努力はしておかないと、説明がつかない。

議長：おっしゃるとおりです。

徳永監事：それは努力して。

議長：事務局で精査して、両監事さんにご報告するというような事務ではよろしいでしょうか。そのあたり帳面くつてもらうなんていう作業自身は、とてもまあご無理だと思いますので。

徳永監事：実際、先ほどの六百何万も現金でしとると、これはもう、通帳なんかは全部残っとんですよね。

高木理事：ええ。

徳永監事：こっからでてるということの確認なんかはできる。

高木理事：できます。

事務局：現金と書いて出てます。

徳永監事：現金で引き出されて。

事務局：現金と書いてます。

議長：だから分かったんです。だから分かったんです。だから分かったんですが、それを通帳の横へ書いとる記録のとおりどうかということになると、次が分からん。なかなか分かりにくい。

徳永監事：次はあの■さんがそれをちゃんと

議長：これに関しては■にいったと思いますよ。それに関しては■にいったと。

徳永監事：ただ、お聞きした。

金丸理事：だから警察とかそういう捜査力があるとこやつたらできます。

徳永監事：最後は司法の手に委ねないかん。

金丸理事：そこまで行くんならで。

高木理事：結構そういうい始めると、いろんなことを知つて告発する義務がここへ発生するかも分かりませんね。

議長：なるほどな。

眞鍋理事：私の考えでは、もうそこまでいとると思いますよ。

議長：これだけして、これだけがすべての事案で、ピリオドを、ここだけなら、まあいつみたら白井前理事長とその事務を担当したものの限定された責任で終わるんですが、なかなかそういう形でピリオドを打てるかどうかというのがあるとですね、なかなか難しいんだろうというのが、たぶんみなさん各理事のたぶん頭の中で想定しているものだと思う。

眞鍋理事：私はこういう問題で開発公社において重大な損失をさしたという疑念があるんだったら、場所を向こうに移してやつたらどうですかという話。

金丸理事：なんぼここでゆうたって、それはいかん。

坂口理事：そこへ移すのに理事の皆さんがどこまで把握しとるかということが前提である。で、責任はやっぱり先ほど監事の人が言ったように、やっぱり決算は要はこここの理事会でやつたわな。17年度。その中身から問題がでとる。前の人気がやつとんやきんでないがなということであれば、それは理事会としてはそれでもいけるんかもわからんけど、そういう形に私はならんと思う。だから、前の連中もやめたから、まあ地元の議員さんは、全くこれについてこれだけの大きな金額をだしながら理事会を開いてない、承認はしていない。ただ、そこにそういう方程式は誰が見ても成り立たない。だから、金丸理事が言うように、どこへ金が回んりよるんやろかという憶測が、いろんなもんが。少なくとも我々理事は究明をしてある程度の方針を出して、その結果、今眞鍋理事が言うように、次の段階へいくんであればええけれども、十分この理事会が承認、内容が固まつてないのに、ぱっとそういうところへ上げていくということをあわせて、後の問題点がでてくるのをどの程度かいうのもあいなんも想定してでないと、私はここまで行くゆうたら、なかなか問題があろうと思います。理事長がすべて認めますと言うたらそつからであって、今もう六百何万の話だけでないわけやから、現に。_____問題からすべてあの問題があるんやきん、そのとこはやはり理事会の方針を決めて、理事会の中で段階踏んだという結論出さなければ。

議長：ちょっとあの、協議事項の2号もそれなりに本質的なものがあるんで、ちょっとそれもご説明させていただいて、あわせて最後のこの理事会の答えを、協議結果を求めたい。協議事項2、説明してください。

事務局：はい。議案書の10ページをお開き願いたいんですが、10ページ以降でございますが、実は今議論していただいております原下工業団地内におきましてですね、有害

物質といいますか有毒物質といいますか、そういうものがあったというような行政文書ですね、が発見されまして、これにつきましても、11ページをお開き願いたいんですが、端緒ということですが、動機、同じでございまして、情報公開請求に対する過程の中で、報告書が発見された。その中を見てみますとですね、原下工業団地に誘致した企業の工場建設部工事、[REDACTED]なんですが、ダイオキシンを含む有害物質が検出されたとする分析結果報告書が発見されました。事実として、2番なんですが、内容といたしましては、分析依頼者は高瀬町土地開発公社が昨年12月8日に資料を持ち込みまして、仲多度郡多度津町の[REDACTED]が分析を行なっております。

分析結果につきましては、お手元の協議資料の20ページですね、最後4枚それなんですが、コピーをお付けをいたしておりますけれども、報告書によりますとですね、ダイオキシン類が510ピコグラム検出されておる。環境基準が1000ピコグラムであるということで、土壤含有量におきましては、その鉛、鉛及びその他の化合物とそこに書いとんですが、それがですね、21ページ下から4段目、上から6段目、鉛及びその化合物。失礼しました。その他でのなくその化合物。これがですね、ナンバー1で378mg、ナンバー7で367mg、ナンバー8で

411mg検出されております。鉛の環境基準が150mgでございます。いずれの測点、観測地も環境基準をオーバーしているということで、これは県当局の確認をいたしております。その香川県の見解、この状況を踏まえて、監督的立場にある香川県の見解なんですが、9月4日に環境管理課の土壤汚染担当部局と協議をいたしました。当然第1回目でございますし時間に制約がございましたので、事態の全体全容は確認しておらない。したがって、県としての見解という形ではないけれども、鉛が環境基準をオーバーしているという結果報告が行なわれておるということからですね、軽々には扱えないということで、なお検討のための時間をいただきたいということで、あわせて、廃対、廃棄物対策室のほうにも事案を紹介いたしましたが、廃対といたしましてはですね、法律施行前ということであれば、地中にあれば知らんと、出てきて目の前に出してくればそれは法の対象になるというようなスタンスでございました。これ非常に猛毒でございますので、対処の予測ということで3番に書かかしていただいているんですが、環境基準を超えている物質に関するデータが存在する以上、確実にあるわけですから、この事態を楽観視、軽視することはできないというのが通常であると、今後の対処については県当局の指導を受けるということになるわけでございますが、有害物質が存在するのではないかという疑い、これを確認した時点でやはり三豊市の責任が問われることともなりますので、そのことに対する初動が極めて重要な意味を持つということになるということござります。特に原下工業団地、高瀬川の最上流部という位置付けがございます。したがいまして、環境基準に対する数値のいかんに関わらず、市民感情というのは非常に複雑多岐でございますので、これには最大の関心を払うべきということで、市民への情報公開ではなくて、場合によれば情報提供、あるいはそれに含まれましての説明責任を含め

て、本市としての不適切な対応、あとから指摘されるような対応については徹底して排除されるよう努めるのが、今本市に求められておる責任であろうかということでございます。なお、この問題は先ほど来、いろいろとご議論をいただいておりますところの、この平成9年あたりの土地取引の段階から端を発するものでございます。したがいまして、問題事項は表に出た現象事項だけではなくて、その原因となる部分にもメスを入れるということの意味から、本市としての適切な対応と同時にその原因の追究、そして責任者、責任を明らかにして間違いのない対応をしなければならないということではなかろうかと思います。これにつきましても、もうこういう報告書が発見されておりますので、会計における疑惑、疑義と同時に極めて重たい問題かということで、ご協議をお願いするものであります。以上です。

議長：このデータに基づいて、実は12月に今さっき言ったように、残土処分工事というんで■に934万5千円払っている。これでもう抜き替えができてしまつたのか、あるいはまだおると、これから売却処分せないかん用地がありますが、そこにもあるのかというようなこともありますね、そこも調査せないかんし、こんな話やつたらせないかんなと言ひ始めると、つらい話がまたまた出てくる可能性があるんですね。そしたら13億円いよったんが21億円にぶつ飛んでしまうんですね、それこそ眞鍋理事ではないけど、そなな仕事引き継がんというところへ、また行つてしまふんですが、非常にですね。あわせて言いますと、■に公社が払った934万5千円、お分かりのために、公社が払ったんですが、これは■さんが払わないかん金ですよ。そうですね。原因者、豊島で我々が教訓を学んだように、これは公社が払う金ではない、■さんが934万5千円を払わないかんですよ、あの汚れた土地を持つとった、汚した土地を売つた人ですから。■さんが少なくとも934万5千円を負担せないかん。豊島の教訓で言うとですね。だけれどそれはもう公社が払つてしまつた。■を通して。

眞鍋理事：理事長、一言言わさしてもらうけど、地主の責任もあるけど、豊島の問題は、ほおつた投棄者の責任も問われてますよ。その問題を考慮してこの問題を追及するんですか。

議長：それが、なやましくですね。

眞鍋理事：それだったら、仲多度郡全部、三豊郡全部の自治体の町長市長、みなここへ呼ばないかんで。それを腹に据えてもの言わないかん。

金丸理事：まあ豊島のようになってきた場合、なかなかあれで。

議長：ただ今申し上げたようにダイオキシンはなんとなくまあということになって、しかし有害物質があるというこの検査結果表を机の上で持つとつてですね、900万で抜き替えが終わつたというどうかの確認を、次に進めるかどうかという決断をですね、協議を申し上げているんです。

眞鍋理事：だから、満濃町、おまえなんぼほおつたきんなんぼだせゆうて、琴平町、なんぼおまえんとこなんぼほおつたきんなんぼだせ、三豊郡は堂々とみなほおつとるきん

んばだせゆうて、声がでんとも限らん。

議長：ま、■さんがそれを言い始めるかどうかですが。第一義的にはいうまでもなく畠さんがださないかん。

坂口理事：あの、これもうなんばここで議論したってな、なかなか結論でんと思うけど、ただ、私は今回高瀬の開発公社の問題が、三豊市にとって大きな負荷をしていくことになるということで、あえて開発公社に入ったいきさつはあるんですけど、それは誰が受けても当然いろんなうわさの中で想定される形が現実になったということやな。それをおまさら、これははつきり言って高瀬町の体質以外のなにものでもない、これは常識では考えられん体質、だから理事長の責任うんぬんということも含めていろんな角度があるんやけど、いずれにしたって、こういうわさがもう事実、そうするとうわさはいろんな角度で、いいうわさというか、私は地元で、今理事長が言うように、上麻の、まあゆうたら、詫間まで流れる水源地でおるわけやな。だから、こういううわさは悪いうわさでどんどん伝わった場合に、一番被害を受けるのは地元なんですね。意識的に。そらもう、今まで長い間だまされてきたと。再三これについて地元でだしてきた。ということで、いずれにしましても、こういう現実が分かった時点で、やっぱり三豊市のほうへ、そらもう前の高瀬のやつとったんじやがいうことだけでは、出でないんで、三豊市として今それが表に出ない、このまあゆうたら有害物質ですね、表に出て周りに被害を及ぼさないような最大限の防衛策は早急に講じないとですね、今はダイオキシンの問題も表面に出てこない一応クリアしとる。中にはまだ残っとんのかの調査とかですね、出たら即それが策が講じられるような対応を終えてもらっておかないと、地元が今まで行政に対して持っておった不信感、町長助役をはじめそれを地元へだまし続けて強引にきたといいうきさつ、そんなことを含めて、やっぱり三豊市のほうへ出てくると思うんです。だから、この内部で調査せないかん面と、ある程度対応も考えて、そういう策も平行してた時点で、その策は対応は考えておるんだと、実践しておるんだということを、やっぱりこの、いまさらその、元へ戻すゆうたって戻らへん話ですから、いかなければ私はやっぱり数字だけの話だけで済まん、この問題は。もっと大きな問題を引き起こす。それが目の前に既成の事実としてきておるということを私たちが認識しなければ、大変なことになるという気持ちを持っておりますので、その点は、事務局のほうでそこら辺の作業を急いでほしい。

議長：この協議の事務方、事務局の提案は、あるかもわからんので、あと的確な場所にいわゆる保全調査をする必要があるというような協議と理解してええですか。

高木理事：すでに県に、県の担当部局に相談をかけておりますので、担当部局から三豊市として、いま坂口議員が言われたように、現時点においてどういう措置をとるべきかいう指導がありますので。

議長：指導を受けるという状況にあるということで、場合によれば保全調査をさらにしていけるという可能性があると、そうするとその保全調査は当然当局の指導の下で保全調

査をやるということになるということです。

高木理事：それ以上の事をしろという指導があるかもしれません。

坂口理事：たぶん地元は高瀬町土地開発公社が出す水質調査表はまずぜんぜん信用しない。

今まで再三そういう状況、それはもう全く異常ありませんすべてきとんやから。もうこれは開発公社で、まずはほとんど信用しないと思う。

議長：専門のコンサルがやっていますんで。さて、そういうことでですね、実は我々は全協にも3万円、アウトレットで、まあやうてみたらディスカウントしておるんで、仮に売れ抜いてでも13・4億円の事業損失がでるということで、その可能性をもたないところで、さらにこういう傷のついた話をすると、なんとも先行き、しかし、17年11月11日の契約書を作って支払った670万円は、我々の目下の段階では、限りなく黒ということで、そういう状況をこの理事会でそこの分についての処理、解決という形で協議を進めさせてもらつていいのか、もちろん、更なる事務局として精査をし、監事さんにもご説明しながら、この更なる事案になるかどうかについての、ついても当然精査して監事さんにご報告ご説明申し上げていくと。その中で監事さんにご報告をいただければ、それをさらにこの理事会にふるというような対応にさせてもらいたいと。で、この中間のところで前理事長及び関係者を呼ぶか呼ばないかについては、これはもう本人来んかもわからんし、また呼んでもなかなかできるような話でないやろということでございます。それでは、前理事長及び関係者の当理事会への参考人としての招聘については、無理であると。

坂口理事：一応。

議長：一応呼ぶということで。

眞鍋理事：今の問題はこの問題だけでよろしいな。

議長：次ですか。理事長ですか。

眞鍋理事：いやいや、協議の議題は。

議長：協議の議題は、理事長を呼ぶという。

眞鍋理事：いやいや、[REDACTED]の不鮮明な部分だけに止めてやるでよろしいんですかと。

議長：提案の、協議の内容は目下そこらにあると。

眞鍋理事：また他にあつたら、また別途やるんですか。

坂口理事：わからへん、わからへん、憶測ではやれん。

眞鍋理事：いや、憶測では。別途問題が出たら、その都度やつたらよろしいんやな。

議長：白と黒が分からぬので、いわゆる精査のかたと言うんですかね、そのへんについては、まあ、監事さんに詳細を。

眞鍋理事：また出たらそん時やな。分かりました。

議長：そしたら、有害物質の土壤汚染問題については、すでに県の当局に通告していますので、当局の指導を受けるということで、法の下で肃々とやるということで承知をしていただきたいと思います。

眞鍋理事：急いでなんでもせんように。

事務局：いずれも、県の指導の下に、また理事会にもご報告申し上げながら。

議長：そしたら、1週間か10日以内で当人の来れる日を確認し、来れないと言っても開催してよろしいですか。来れないという報告も兼ねて理事会しますか。

高木理事：来れないと言われた場合には、また来れない理由とかそれなりの判断か何かをされるんじゃないでしょうか。その報告もできる。

議長：そしたら、今日程をお示ししませんが、今議会中ですので議員の先生方は概ね調整させていただいて、私共は調整として。両監事さんには任命して来られてたちまち、これはなかろうがということでしょう。お願いしたときにはまさかこんなもんとは思ってません。監査を決算理事会で報告いただくという通例の監査業務だと思ってました。今日はいろいろな協議ありがとうございました。1週間ぐらいの中でまた理事会のご案内申し上げます。ぜひそのときはよろしくお願いします。ありがとうございました。

署名理事

眞鍋昌年



署名理事

佐々木雄

